

リニューアル後の中小企業振興センターの運営等について

1 全体概要

中小企業振興センターの大規模改修を契機に、これまでの「中小企業支援機能」「創業支援機能」に、新たに「交流機能」を追加し、産業活性化拠点としていく。

<施設概要>

機能	既存施設	配置
中小企業支援機能	産業振興課、産業振興事業団	1～2階
創業支援機能	台東デザイナーズビレッジ	2～3階
交流機能	(新規)	1・3階講堂、屋上、校庭
カフェ	(新規)	1階

別紙「リニューアル後のイメージ」参照

2 各機能の運営について

(1) 中小企業支援機能

区内事業者の経営基盤を支えるため、地域の経済特性や個々の事業者の経営状況に寄り添ったきめ細かい支援が求められる。そのため、区及び産業振興事業団が引き続き担うことで、信頼できる公平・公正な立場として、支援機関や土業の専門家等と連携しながら経営相談や経営支援を行う。

(2) 創業支援機能

これまでの実績を生かしつつ、リニューアルを機に「デザイン」を基軸としたクリエイティブ産業※を視野に入居対象を拡大するとともに、交流機能及び中小企業支援機能と連携し、創業段階に応じた支援の充実を図る。

また、本機能は、創業者を取り巻く環境が急激に変化する中で、機動的で柔軟な手法による支援や、多様な主体との共創による企業価値向上が求められる。民間事業者が有する専門性やスピード感、独自のネットワークを投入し、これまで以上に入居クリエイターの成長と新たな価値創造につなげるため、指定管理者制度を導入する。

※クリエイティブ産業……創造性、芸術性、文化性を有するコンテンツやサービスを創出する産業全般を指し、映画・映像、デザイン、アート、ファッション、ゲーム、アニメ等の業種が含まれる。

(3) 交流機能

事業者の多様な活動ができる機会及び場を提供し、事業者間のつながりや相互の高めあいを促すことで、新たなビジネスチャンスの創出や価値創造をもたらし、区内事業者の持続的な発展と地域経済の活性化を図る。

事業者を中心とした交流の促進については、同種施設の運営経験のある民間事業者が有するノウハウやネットワーク等を活用し、柔軟かつ効果的・効率的なサービスの提供が可能となることから、指定管理者制度を導入する。

(4) カフェ

施設への集客や施設の利便性向上はもとより、交流機能等の効果を最大化させるためカフェを設置する。当該カフェは交流機能の一部として、魅力的なメニュー開発や地域連動型の企画運営を行うなど、単なる集客だけでなく、ビジネスの種が育つ場所を目指していく。また、カフェは採算性が見込めることから、行政財産の貸付を条件に運営事業者を募集する。

3 各機能の連携

各機能の相乗効果が発揮できるよう、開設準備及び開設後も区、産業振興事業団、創業支援機能及び交流機能を担う各指定管理者、カフェ運営事業者が参加する（仮称）運営協議会を定期的に行い、3つの機能の緊密な連携を図っていく。

4 今後の予定

令和 8 年 7 月～9 月	カフェ運営事業者選定
第 3 回定例会	条例制定・改正議案、指定管理者選定について
令和 8 年 10 月～9 年 1 月	指定管理者選定
令和 9 年第 4 回定例会	指定管理者指定議案提出
令和 10 年 4 月	指定管理者との協定締結 施設リニューアルオープン

リニューアル後のイメージ

